第 2249 号 1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2003年)平成15年 3月 10日 月曜日

発行所

(2-2)

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

♠ 別れた妻子と配偶者控除・扶養控除

A:別れた奥さんを控除対象配偶者とすることはできませんが、お子さんについては、 あなたの扶養親族とすることができます。

【解説】

配偶者控除の対象となる配偶者に該当するかどうかは、その年12月31日の現況で判断します。あなたの場合、昨年に離婚されたということですから、別れた奥さんを控除対象配偶者とすることはできません。

次に、お子さんを扶養控除の対象にできる かどうかですが、扶養控除の対象となる扶養 親族とは、配偶者以外の親族で、その人と生 計を一にする親族とされています。この場合 の「生計を一にする」とは、必ずしも同や で、生計をしている必要はなく、生活費も で、生活費等を送金しています。したがお子さんの養育費の大部分さんであれば、お子さんの表 担しているということであれば、お子さんであれば、お子さんであれば、お子さんの扶養親族として取り扱うことがでます。

なお、お子さんは別れた奥さんの扶養親族にも該当しますが、扶養控除は、あなたか別れた奥さんか、いずれか一方でしか受けられませんので、注意してください。







